



快適トイレ

快適トイレの標準仕様イメージ



詳細はHPをご覧ください。

国土交通省は建設現場を男女共に働きやすい環境とする取り組みを進めており、男女共に快適に使用できる仮設トイレを「**快適トイレ**」と名付けています。建設現場に導入するにあたり次の仕様項目が設定されています。(①と②は必須項目)

① 快適トイレに求める機能

- ① 洋式(洋風)便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能
(し尿処理装置を含む)
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚
(耐荷重を5kg以上とする)

② 付属品として備えるもの

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨ サニタリーボックス
(女性用トイレに必ず設置)
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

③ 推奨する仕様、付属品

- ⑫ 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- ⑬ 擬音装置(機能を含む)
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場
(トイレトペーパー予備置き場等)

※国土交通省ホームページより
2020年8月一部改定

「快適トイレ認定マーク」について

快適トイレの普及を推奨すると同時に、快適トイレのさらなる質的向上を目的として、NPO法人日本トイレ研究所が発行しているマークです。



快適トイレ★(星1つ)

国土交通省が定める快適トイレの標準仕様イメージ①から⑦をすべて標準装備していること
⑧から⑪は別途オプション対応でも可能、なお、⑧と⑩は現場対応でも構わない



快適トイレ★★(星2つ)

左記条件に加え、⑫から⑰のうち、⑫を含む3つ以上の仕様を標準装備していること

※快適トイレは現場導入にあたって、国土交通省が定める「①快適トイレに求める機能」および「②付属品として備えるもの」の装備を必須条件としています。したがって認定マークを取得したトイレであっても現場に導入するにあたり⑫から⑰の仕様を備える必要があります。

